

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (加印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ケニア	ボンゴクンボウ地域モンバサ経済特区におけるインフラ画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ボンゴクンボウ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	6,000,000千円 2025.12.31まで	2019.9.20 ナイロビ で (同日)	日本側 堀江良一在ケニア大使 ケニア側 ウクル・ヤタニ財務・計画長官代行	2019.10.17 166号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。